

国分寺市清掃センター周辺地元協議会設置要綱

平成28年3月31日

要綱第6号

最近改正 令和8年3月28日

(設置)

第1条 (仮称)国分寺市リサイクルセンター(以下「新施設」という。)の整備に当たり、新施設に備えるべき付帯施設、生活環境保全策その他必要な事項について協議するため、清掃センター周辺地元協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 付帯施設に関する事項
- (2) 生活環境の保全に関する事項
- (3) その他新施設の整備等に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員12人以内をもって組織する。

- (1) 東恋ヶ窪三丁目自治会から推薦を受けた者 2人以内
- (2) 東恋ヶ窪四丁目自治会から推薦を受けた者 2人以内
- (3) 西恋ヶ窪一丁目自治会から推薦を受けた者 2人以内
- (4) 西恋ヶ窪三丁目自治会から推薦を受けた者 2人以内
- (5) 西恋ヶ窪四丁目自治会から推薦を受けた者 2人以内
- (6) 内藤自治会から推薦を受けた者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設環境部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。